給排水・衛生・空気調和設備工事　特記仕様書　（1）

注記：●印をつけたものを適用とする。

■ 建　築　概　要

工事名称	工事名称 ：第 3 クローバーハウス新築工事
	工事場所 ：埼玉県上尾市大字上野字東中３５８番１３
	予定工期 ：Ⅰ期工事：令和　2年　　月 ～ 令和　　年　　月
建物概要	敷地面積 ：１４８７．６１㎡　　構造種別 ：木　造
	建築面積 ：　　㎡　　消防要件 ：　項（　）
	延床面積 ：　　㎡　　法定構造 ：
	階　　数 ：地上1階　　無 窓 階 ：○有　●無
一般概要	工事種別 ：●新築　○増築　○改築　○改修　○用途変更
	用途地域 ：

■ 工　事　種　目

工事項目に●印をつけたものを適用する。

給排水・衛生設備工事	空気調和設備工事
● 給水設備工事	○ 熱源機器設備工事
● 給湯設備工事	○ 空気調和機器設備工事
● 排水通気設備工事	○ 配管設備工事
● 衛生器具設備工事	○ ダクト設備工事
● ガス設備工事	○ 換気設備工事
● 浄化槽設備工事	○ 機械排煙設備工事
○ 厨房器具設備工事	○ 自動制御設備工事
● 消火設備工事	○
撤去工事	
○ 撤去工事	

■ 一 般 共 通 事 項

1.適用基準	1.現場説明及び質疑応答書　2.特記仕様書　3.設計図　4.公共建築工事標準仕様書及び標準図(機械設備工事編)　5.SHASE(空気調和・衛生工学会)とする。
2.関連法規	本工事は、本特記仕様書及び設計図による他「建築基準法」「消防関係法規」その他建築関係法規及び「日本建築家協会編　建築設備工事共通仕様書」を準用して施工すること。
3.手 続 き	本工事の施工及び完成に必要な関連官公署への申請・届出・手続等は、遅延無く請負者の負担で行うものとする。
4.施　　工	本工事の施工は、本特記仕様書、設計図及び各仕様書類に基づき、各機能を完全に発揮するよう工事するものとする。尚、本特記仕様書及び設計図に記載無き場合でも機能・施工・体裁上、及び関連法規上当然必要なものについては、請負金の増減を行わず施工するものとする。
5.工　事 監 理 者	工事監理者は、本工事の監理業務を総括し、業務が適正に行われるよう工事管理担当者を指名し監理する。
6.施工図等	施工及び製作に先立ち、工事に必要な工程表、施工図、機器製作図等を遅延無く作成し、工事監理者の承諾を受けた後、工事及び製作に着手すること。
7.使用材料 及び機器	本工事に使用する機器類及び材料は、これらの仕様図又は製品カタログにより工事監理者の承諾を受け、使用するものとする。但し、工事監理者が必要と認めるものについては成績表の提出、もしくは試験を行い、確認を受けなければならない。
8.設計変更	設計図に疑義を生じた場合、もしくは現場の納まり、他設備との取合により生じる軽微な変更工事については工事監理者と協議し、支障の無いように施工する。尚、原則としてこの場合の請負金額の変更は行わない。又、大きな変更工事の場合は、設計変更予定図により作成した見積書及び工程変更書を工事監理者に提出し、これを工事発注者と工事監理者の承諾のもとに行う。
9.試験及び 竣工検査	全設備について、外観及び取付状態の検査並びにその機能を確保する為の試験を行い、関連官公署の検査を受け、これに合格するよう施工する。又、引渡前に工事監理者の立会検査を受ける。検査の結果不具合箇所は合格するように補正すること。尚、試験・検査に要する費用は請負者の負担とする。
10.引渡図書	本工事の施工に伴う引渡図書は、下記に定めるものの他、工事監理者の指示による。部数は原則2部とするが、必要に応じて工事監理者の指示に従うこと。 ● 竣工図(施工図を含む) ● 関連官公署申請許可届出書類(副本又は写し) ● 機器完成図 ● 機器取扱説明書並びに操作説明書(機器保証書を含む) ● 試験成績書 ● 緊急保守連絡先一覧表(機器メーカー、関連官公署等含む) ○
11.工事保証	工事竣工引渡後、２年間は無償保証とし、この期間内に施工者の責任により生じたと認められる損害は施工者の負担で速やかに復旧させる。但し、誤操作並びに取扱不備による破損の場合は実費による。
12.そ の 他	前記1～11の事項に従い、その他に発生した諸問題は、その都度工事監理者の指示に従い速やかに工事を完了させること。 本工事の設計図書に関する疑義は、工事契約前に質疑応答書をもって確かめておくものとする。 施工後、検査の不可能な或いは困難な工事は、施工にあたり立会を受けなければならない。又、必要に応じて施工状況の写真を提出すること。

■ 諸官庁に対する打合せ事項

1.水　　道	：上下水道部　給水管理課	電話 ：0000-00-0000
2.下　水　道	：上下水道部　下水道維持課	電話 ：0000-00-0000
3.ガス供給会社	：	電話 ：0000-00-0000
4.消　防　署	：上尾市消防本部	電話 ：0000-00-0000
5.確認申請機関	：	電話 ：0000-00-0000
		電話 ：0000-00-0000

■ 特　記　事　項

1.施工図等の著作に係る当該建物に限る使用権は、設計者の承諾を受け発注者に委譲するものとする。
2.各種配管に行き先表示等を明記すること。
3.給排水設備の防火区画貫通部は、建築基準法施工令第129の2の5に基づき施工すること。
4.配管・風道が令112条15項に規定する防火区画及び令114条に規定する界壁、防火上主要な間仕切壁、又は隔壁を貫通する場合は、モルタルまたはロックウールを充填すること。
5.各階ダクトの防火区画貫通部は建築基準法施工令第112の16、建設省告示1579号に基づき施工すること。
6.冷媒配管の防火区画貫通部は、建築基準法令に適合する工法又は国土交通大臣認定工法による施工とする。
7.屋上から突出する水槽、煙突、冷却塔その他これらに類するものは、平12建告1388号第2の規定に従い設置すること。
8.煙突の屋上突出部の高さは、平12建告1388号第3第一号の規定に従い設置すること。
9.煙突で屋内にある部分は、平12建告1388号第4第二号の規定に従い施工を行うこと。
10.配管設備の構造は、平12建告1388号第4の規定に従い設置すること。
11.給水装置については水道法施工令5条、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の規定に従い設置すること。
12.ウォーターハンマーについて、流速を検討し配管口径にて調整すること。
13.排水設備の構造は下水道法10条3項及び同法施工令8条の規定に従い設置すること。
14.吐水口空間は「SHASE-S206-2009」による。又、吐水口空間の確保が出来ない衛生器具等には、逆止弁を設置すること。
15.排水通気設備・排水トラップの構造・基準は、S50建告1597号の規定に従い設置すること。
16.洗面器排水パイプ(トラップ)等と排水管の接続はビニル管用アダプタを使用すること。
17.ガス設備については建設省告示1099号適用とする。
18.ガス栓の構造は建設省告示1099号に基づく過流出安全弁仕様とする。(ヒューズコック)
19.給湯設備・圧力タンクには、安全装置を設置すること。
20.給湯器の設置については、H24国交告1447号による転倒対策を施すこと。
21.建築設備の支持構造部及び緊結金物で腐食の恐れがある部分には、平12建告1388号第1に従い防腐措置を講じること。
22.給水竪管には床バンド振れ止め支持等をすること。又、支持金物は防振ゴム付とする。
23.耐火二層管、塩化ビニル管の継手はLL、LT、45Y継手の使用を原則とする。
24.排水竪主管の脚部は大曲管(集合管の場合は脚部継手)とする。
25.排水竪管の伸縮対策(伸縮継手)は各階毎に行うこと。
26.排水集合管システムを採用する場合は、採用メーカーによる排水検討に基づいた施工を行うこと。尚、原則としてこの場合の排水管径の変更に伴う請負金額の変更は行わない。
27.排水横主管には管径の120倍以内に掃除口を設けること。又、15m以内に伸縮継手を設けること。
28.スラブ下配管の居室内天井横引管(排水管)には遮音テープを巻くこと。
29.不同沈下対策は標準図による。
30.給水管埋設深さは下記による。但し、寒冷地は凍結深度以下とする。
　一般敷地：300mm以上　　車両道路：750mm以上
31.建築発生土の処理は下記による。
　　良質土：建築工事の処理方法　　その他発生土：建築工事の処理方法
32.設備機器、配管等の耐震設計震度は下記による他、国土交通省監修「建築設備耐震設計施工指針(最新版)」による。
　地下・1階・中間階：1.0G　　最上階・屋上・塔屋：1.5G
33.梁・床・壁のスリーブはボイド製とし、防水壁・床、及びピット部の土に面する部分は、ツバ付鋼管スリーブとする。
34.屋外に設置する機器のアンカーボルト、水槽類の組立ボルト、及びピット・屋外配管の支持金物、並びに腐食が予想される箇所の支持金物はボルト等も含めSUS製とする。
35.異種金属管の接合は絶縁継手を用いること。又、コンクリート部を貫通する鋼管類の外周は防食ビニルテープにて絶縁処理を行うこと。
36.弁類の50A以下は青銅製、65A以上は鋳鉄製とする。又、ライニング鋼管に使用する弁類はコア内蔵型とする。
37.エアコン室内機、及び天井吊り送排風機には振れ止めを設けること。
38.ポンプ類には、メーカー指定の防振架台を必ず取付る。又、振動の恐れがある機器・配管・ダクト類の支持金物はダブル型の防振吊り金物を使用する。
39.スパイラルダクトの継手接続部にはブチルゴム+ダクト用テープ(幅50mm)ハーフラップ巻きとする。尚、接続用ビスはダクト下面への施工は禁止とする。(要消防協議)
40.厨房系フードに使用する材料はSUS製鋼板1mm以上とする。又、厨房給排気系に使用するダクトは(○亜鉛鉄板　○SUS鋼板)とする。
41.レンジフードの排気防火ダンパーは120℃対応とする。
42.請負者はPS配管、スラブ上コロガシ配管、及びダクト等の納まりについて施工前に再検討を行うこと。

■ 給　水　設　備　工　事

1.給水方式	●水道直結　○高架水槽　○加圧給水装置　○直結増圧給水
2.水　　源	●公共水道(上水)　○井水　○工業用水　○中水
3.受 水 槽	○FRP製(○単板　○複層板)　○鋼板製(○一体形　○パネル形) 有効貯水量：　m3　○高架水槽：　m3
4.量 水 器	●親メーター：25mm × 1 (●貸与　○買取) ○子メーター：　mm ×　(○貸与　○買取　○私設) ○共用メーター：　mm ×　(○貸与　○買取　○私設)
5.引込口径	25mm(●新規　○既存　)　○既存引込管：　mm(○撤去　○再使用) 水道本管：100mm(●既存　○延長)　○延長負担金(○本工事　○別途) 給水引込管は水道事業者の指定材料とする。
6.加 入 金	○無　○本工事　○別途
7.検針方法	●親メーター　○各メーター　○集中検針
8.そ の 他	給水管口径は参考とし、施工者は給水計算を行い申請を行うこと。尚、原則としてこの場合の給水管口径の変更に伴う請負金額の変更は行わない。

■ 給　湯　設　備　工　事

1.給湯方式	○中央方式　●個別方式(●瞬間式　○貯湯式)
2.給湯機器	●給湯器　○温水器　○エコキュート　○エネファーム ●フルオート　○セミオート　○給湯専用　○追炊機能
3.配管方式	○循環式　●単管式　○リバースリターン式
4.ボイラー	○水管式ボイラー　○煙管式ボイラー　○セクショナルボイラー ○貫流式ボイラー　○真空式温水機　○無圧式温水機
5.熱　　源	○都市ガス　●プロパンガス　○電気　○灯油　○A重油　○太陽熱
6.貯 湯 槽	○貯湯容量：　L ×　缶

■ 排 水 通 気 設 備 工 事

1.排水方式	雨水排水　●分流　○合流　○別途工事 屋内汚水・雑排水　●分流　○合流 屋外汚水・雑排水　○分流　●合流　●浄化槽(浄化槽設備工事)
2.雨水排水	○直接放流　○浸透槽(○本工事　○建築工事　○別途工事) ○貯留槽(○本工事　○建築工事　○別途工事)　●全量敷地内処理
3.放 流 先	汚水　●公共下水道(●接続管新設　○接続管既存)　○側溝　○河川 雨水　○公共下水道(○接続管新設　○接続管既存)　○側溝　○河川
4.放流方法	○自然勾配　●ポンプアップ
5.既設最終桝	○有　●無　○撤去(　箇所)　●新設(1箇所)
6.負 担 金	○無　○本工事　●浄化槽(浄化槽設備工事)　○別途
7.阻 集 器	○ガソリントラップ　○グリーストラップ　○オイル阻集器
8.通気方式	○伸張通気　○通気立管　○ループ通気　●各個通気　○ドルゴ通気
9.そ の 他	排水管(継手及びヘッダー含む)の内面が平滑であり、かつたわみ、抜け、その他変形が生じないように設置を行うこと。 排水配管口径の決定は排水負荷単位法による。 排水勾配について図示無き箇所については、原則1/100以上とする。 通気管末端VCの位置は、出入口・窓等の開口部より水平に3.0m以上、かつ上方に60cm以上離す。尚、通気金物は金属製焼付塗装とし、通気管の開口面積以上を確保すること。

■ 衛 生 器 具 設 備 工 事

1.衛生器具	衛生器具・付属金具・水栓類を、図示の位置に堅固に取付ける。
2.節水コマ	衛生器具は節水形器具を標準とする。

■ ガ　ス　設　備　工　事

1.供給ガス	○都市ガス(東京ガス)　●プロパンガス　種別(○13A　●LPG　)
2.供給圧力	○中圧　●低圧　○低圧(ガスバルク)
3.ガス本管	ガス本管：　mm(○既存　○延長)　○延長負担金(○本工事　○別途)
4.メーター	メーターはマイコンメーター(●貸与　○買取　○私設)を使用する。
5.そ の 他	ガス工事はガス供給事業者の責任施工とする。

■ 浄 化 槽 設 備 工 事

1.新設区分	●新設　○既存再使用　○既存撤去後新設
2.方　　式	●合併処理(●ユニット形　○現場施工)
3.処理人員	21人(JIS A 3302 による)
4.処理水量	m3/日
5.放流水質	BOD値：-- mg/L以下　SS値：-- mg/L以下　n-Hex値：-- mg/L以下
6.負 担 金	○本工事　○別途
7.構　　造	●FRP製　○コンクリート製　○嵩上げ　○スラブ補強　○ポンプアップ
8.そ の 他	浄化槽施工者は、完成後1年目以降の保守費用見積書を発注者に提出すること。

□ 厨 房 器 具 設 備 工 事

1.種　　別	○自家用　○営業用
2.食　　数	食/日(想定)
3.熱　　源	○ガス　○電気　○蒸気
4.工事区分	○配管及び接続工事　○機器及び据付工事

■ 消　火　設　備　工　事

1.消火設備	○屋内消火栓(○1号　○2号　○易操作性1号)　○屋外消火栓 ●スプリンクラー(○共同住宅用　●特定施設水道連結型) ○泡消火　○水噴霧　○ガス系消火　○パッケージ型消火設備 ○粉末消火器(○固定式　○移動式)　○連結送水管(○共同住宅用) ○連結散水　●消火器(○本工事　●建築工事)　○防火水槽(40m3) ○採水口
2.水　　源	○本工事(○地上　○地下)　○建築工事(○地上　○地下)　○別途 有効貯水量：1.2　m3　○補助高架水槽：　m3 ●水槽(○FRP製　○鋼板製　●SUS製)　○躯体(建築工事)
3.そ の 他	最終的な消火器設置場所については、施工前に建築担当者と協議を行い決定すること。 屋外に設置する消火器については露出BOXを準備すること。 特記無き限り、放水口・消火栓等のBOXはSUS製指定色焼付塗装仕上げとし、屋内消火栓BOXは火災報知器併設型とする。

□

工事名 あらぐさ福祉会様 第３クローバーハウス新築工事設計図	株式会社はが建築社芳賀建築設計事務所 一級建築士事務所　埼玉県知事登録(10)第564号	管理者 芳賀　康三 一級建築士 登録第88273号	設計者 林　弘直 二級建築士 登録第27636号	担当者 林　弘直 二級建築士 登録第27636号	図面名　給排水・衛生・空気調和設備工事 特記仕様書　（1）
備考	HOMEPAGE：WWW.HAGAKEN.COM　EMAIL：info@hagaken.com TEL 048-722-6081　FAX 048-722-6082	日付 2020.02.22	日付 2020.02.22	日付 2020.02.22	縮尺　-----

図面No.　M- 1